

令和6年度

高齢者福祉サービス



刈谷市

目次

I 高齢者の総合相談窓口 1頁

○地域包括支援センター

II 介護保険サービス・介護予防サービス 2～7頁

- 総合事業で利用できるサービス
- 認知症カフェに行ってみませんか？
- 要介護認定を受けるためには
- 介護サービス及び介護予防サービス

III 高齢者福祉サービス（介護保険制度以外のサービス）

○ひとり暮らしの高齢者に対するサービス

福祉電話（声の訪問）	8頁
火災警報器の給付	

○ねたきりや認知症の高齢者に対するサービス

在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金	9頁
在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成利用券	
寝具クリーニング	10頁
布団乾燥	
在宅高齢者見守り安心機器貸与	
救急医療情報キット	11頁
出張理美容費助成	

○ 介護保険サービスを利用せずに介護をされているご家族へのサービス

家族介護慰労金	12頁
---------	-----

○ 高齢者の権利擁護に関する事業

日常生活自立支援事業	12頁
刈谷市成年後見支援センター	13頁

○ 生活環境を改善するサービス

住宅バリアフリー化工事費補助	14頁
介護支援ベッド貸与利用料補助	

○ その他の福祉サービス

配食サービス（一般食）	15頁
配食サービス（調整食）	
高齢者タクシー料金助成利用券	16頁
介護タクシー料金助成利用券	
家具転倒防止器具取付	17頁
不審電話防止装置	
車椅子の貸出	18頁
車椅子移送車の貸出	
あつまりん	
ごみ等の戸別収集	19頁
粗大ごみの搬出補助	

○ 高齢者見守り活動事業 20頁

IV 在宅介護にお悩みの人へ

- 介護マークをご存知ですか 21頁
- 行方不明高齢者等SOSネットワーク 22頁
- 認知症の人を介護されているご家族へ

認知症家族支援プログラム	23頁
認知症介護家族交流会	
「認知症ケアパス」をご存知ですか？	
認知症サポーター養成講座	24頁

- 家庭介護の基本を習得しませんか

高齢者家庭介護教室（ハートフルケアセミナー）	24頁
介護に関する入門的研修	

V 老人ホームなどの施設への入所について

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（老人保健施設）
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	介護医療院
介護療養型医療施設（療養型病床群）	軽費老人ホーム（ケアハウス）
有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
..... 25頁
養護老人ホーム	ショートステイ
..... 26頁

VI 健康と生きがいをもって

- いきいきクラブ活動に参加しましょう 27頁
- いこいの場へお出かけください 27頁
- 福祉センターへお出かけください 28～29頁
- 高齢者福祉センター（高齢者交流プラザ） ーツ木福祉センター（いきいきプラザ）
- 南部福祉センター（ぬくもりプラザ） 生きがいセンター

- 生きがいづくりを応援します 29頁
- シルバー人材センター

- 長寿をお祝いします 30頁
- 敬老会補助金
- 敬老金、敬老祝い品

VII 保健センターではこんなことをやっています 31頁

- 健康手帳
- 健康診査
- 健康づくり
- 健康相談

VIII 投票所における各種支援について 32頁

I 高齢者の総合相談窓口

地域型地域包括支援センター

介護保険に関する相談や福祉サービスの申請のほか、介護や介護予防、認知症や虐待に関することなど地域の高齢者が生活していくうえでの困り事や悩み事などを総合的に受け付け、本人や家族と相談しながら必要な支援につなげます。どうぞお気軽にご相談ください（相談無料）。

刈谷富士松地域包括支援センター

刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎6-3（観寿々会総合福祉センター内）

月～金（年末年始除く）9：00～18：00

TEL：0566-62-3033 FAX：0566-62-3035

担当地区：井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町、今岡町、一里山町

刈谷雁が音地域包括支援センター

刈谷市一ツ木町4-40-3（一ツ木福祉センター内）

月～金（年末年始除く）9：00～17：00

TEL：0566-21-3561 FAX：0566-21-3571

担当地区：泉田町、築地町、一ツ木町、恩田町、青山町、新田町

刈谷中部地域包括支援センター

刈谷市住吉町5-15（刈谷豊田総合病院内）

月～金（祝・年末年始除く）8：30～16：45

TEL：0566-25-8283 FAX：0566-25-8372

担当地区：桜町、相生町、昭和町、八軒町、朝日町、東新町、池田町、新富町、丸田町、原崎町、神明町、矢場町、小山町、稲場町、南桜町、東陽町、寿町、大手町、高松町、住吉町、田町、若松町、神田町、下重原町、重原本町、一色町、幸町、中山町、広見町、一番町、中手町、日高町、高倉町、山池町、高津波町、三田町

刈谷中央地域包括支援センター

刈谷市下重原町3-120（高齢者福祉センターひまわり内）

月～金（祝・年末年始除く）8：30～17：15

TEL：0566-23-0280 FAX：0566-25-2498

担当地区：逢妻町、八幡町、寺横町、銀座、城町、広小路、新栄町、熊野町、宝町、豊田町、司町、港町、元町、御幸町、大正町、富士見町、松坂町、天王町、浜町、衣崎町、中川町、中島町

刈谷依佐美地域包括支援センター

刈谷市小垣江町新庄35（介護老人保健施設かりや敷地内）

月～金（祝・年末年始除く）9：00～17：00

TEL：0566-63-5235 FAX：0566-63-5779

担当地区：小垣江町、荒井町、高須町、半城土中町、半城土北町、半城土西町、半城土町（東田、大下馬、三ツ又、乙本郷、西裏、本郷、森下、掛貝、大湫、山ノ腰、北十三塚、大組、西十三塚、高林、六ツ呑）

刈谷朝日地域包括支援センター

刈谷市野田町西田78-2（南部福祉センターたんぼぼ内）

月～金（祝・年末年始除く）9：00～17：00

TEL：0566-63-6700 FAX：0566-63-5155

担当地区：野田町、板倉町、松栄町、東刈谷町、末広町、沖野町、野田新町、南沖野町、場割町、半城土町（芦池裏、大原、唐池、庚申塚、新池、甚戸池、中ノ湫、西新池、生出、丸湫、丸山）

基幹型地域包括支援センター

虐待に関する相談、各地域包括支援センターの総合調整・後方支援等を行います。

刈谷市基幹型地域包括支援センター

刈谷市東陽町1-1（刈谷市役所内）

月～金（祝・年末年始除く）8：30～17：15

TEL：0566-95-5212 FAX：0566-21-5500



Ⅱ 介護保険サービス・介護予防サービス

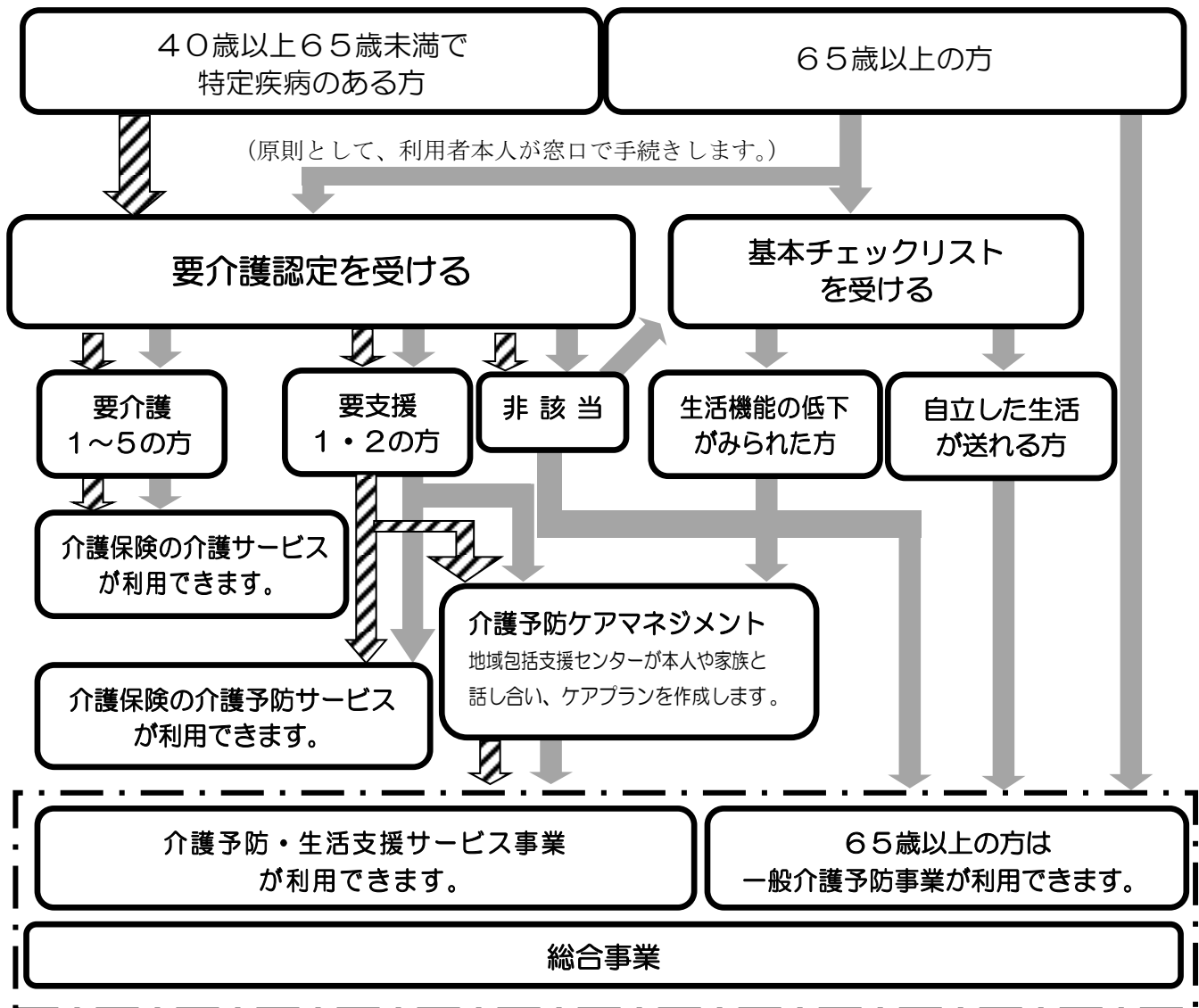
介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）」では、多様なニーズに応えられるよう、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新しいサービスを提供します。また、訪問介護、通所介護のみを利用する場合は、要支援の認定を受けなくても、基本チェックリストの判定により、サービスの利用ができます。

総合事業では、一人ひとりの状態に合わせた柔軟なサービスを提供することで、皆さんの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

総合事業 サービス利用の流れ

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



○基本チェックリストとは、25項目の質問に「はい」、「いいえ」で答えていただくことで、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。

○介護予防・生活支援サービス事業を利用している方でも、要介護認定を申請することができます。

○総合事業で利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

〈対象者〉◆要介護認定で要支援1・2の認定を受けた方（第2号被保険者も含む）
◆基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

〈サービス内容〉

●訪問型サービス

管理栄養士や療法士などの専門職による短期集中予防サービスを提供します。また、ホームヘルパーによる掃除、洗濯など利用者が自力では困難な行為について、自立のためのホームヘルプサービスを提供します。

① 介護予防訪問サービス

食事量が減った人、栄養バランスが偏り始めた人などを対象に管理栄養士が訪問し、食生活の改善・相談を3～6か月間の短期間で行います。

② 生活機能向上訪問サービス

転倒しやすくなった、外出しづらくなったなどの日常生活に困りごとが増えてきた人を対象に作業療法士などが訪問し、運動指導や環境整備のアドバイスを3～6か月間の短期間で行います。

③ 訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

●通所型サービス

デイサービスセンターなどで運動機能の向上や生活機能の維持向上のための訓練や体操などを日帰りで行います。

④ 筋力向上トレーニング

デイサービスセンターなどで運動機能の向上を目的としたトレーニングを3か月間の短期間で行います。

⑤ 緩和基準通所型サービス

デイサービスセンターで、ミニデイサービス、運動、レクリエーション活動などの高齢者の閉じこもり予防や自立の支援を行います

⑥ 通所介護相当サービス

デイサービスセンターで食事・入浴・排せつの介助などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための支援を行います。

一般介護予防事業

〈対象者〉65歳以上のすべての方

〈サービス内容〉

●介護予防普及啓発事業

介護予防への取り組みを支援するサービスです。
市民だよりでお知らせしています。ぜひ、ご参加ください。

- **男性のための栄養教室**
65歳～69歳の男性対象に食生活の基本を身につけるための講話・栄養実習を行う教室
- **65歳からのやさしい栄養教室**
高齢期に必要な食事量やバランスのよい食事について理解するための栄養教室

総合健康センター
TEL 0566-23-9559

- **げんき度測定**
問診や身体・体力測定から健康度を調べ、生活習慣を振り返ります。
- **エンジョイ教室**
げんき度測定の結果により、利用者にあわせた運動処方や実践を行い、健康の維持および増進を図ります。

中央げんきプラザ
TEL 0566-23-8878
洲原げんきプラザ
TEL 0566-36-0333

- **カミカミ体操**
歯科衛生士などにより、お口の機能向上、誤嚥性肺炎予防の体操を行います。
- **元気ほがらか教室**
理学・作業療法士、看護師、管理栄養士により、介護予防に必要な知識や運動方法などを身につけるための講話や体操を行います。

高齢者交流プラザ
TEL 0566-23-0555

- **地域サロン活動等補助事業**
住民主体の介護予防活動を行うサロン等の通いの場の育成や支援を行います。
- **地域リハビリテーション活動支援事業**
リハビリテーション専門職を地域の集まりの場へ派遣します。
- **高齢者健康増進事業**
オンラインによる体操教室の開催や体操動画を配信します。オンラインで自宅ですべて気軽に体操ができます。

長寿課介護予防推進係
TEL 0566-62-1063

詳細はこちら→



認知症カフェに行ってみませんか？

認知症カフェとは、認知症のご本人やご家族、地域の住民、介護・福祉の専門職の方など認知症に関心のある方が集まり、情報交換や仲間づくりを行う場です。予約不要で、どなたでも気軽に参加することができますので、ぜひいらしてみませんか？

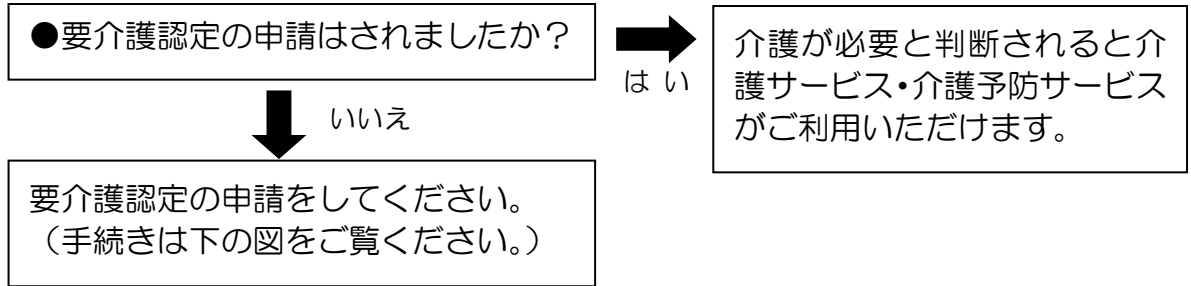
活動日・時間は、変更している場合がありますので、活動場所の連絡先にお問い合わせください。



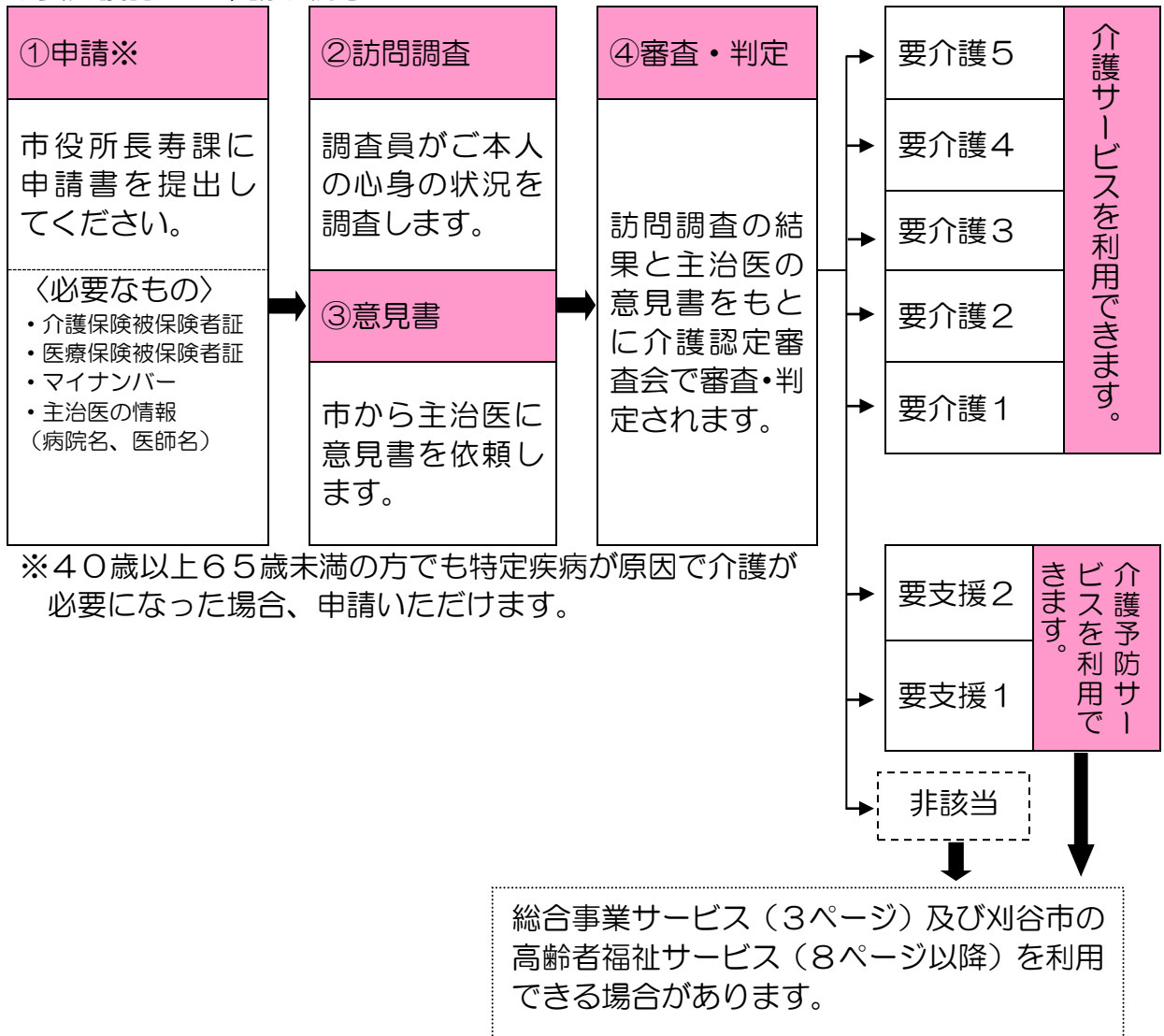
地区	名称	活動場所・連絡先	活動日	参加費
北部	ヴェル・オレンジ カフェ	特別養護老人ホームヴェルバレー地域交流センター (井ヶ谷町石根 1-558 TEL 36-1302)	不定期	100円
	ふじまつカフェ	グループホームあじさい・ふじまつ 地域交流スペース (東境町神田 57-1 TEL 93-1648)	毎月第4金曜日 11時~12時	100円
	ふたばの杜 オレンジカフェ	CO・OP中央デイサービス ふたばの杜 刈谷北 (今川町山ノ神 85-1 TEL 57-0210)	不定期 10時~14時	無料
	オレンジカフェ みゆきHOUSE	語らいキッチンみゆきHOUSE (青山町 1-158-7) TEL 080-5115-6151 幸 日出子 21-3561 刈谷雁が音地域包括支援センター	毎月第4月曜日 13時~15時	450円
中部	さくらカフェ	桜市民館 (神明町 2-30) TEL 25-8283 刈谷中部地域包括支援センター	毎月第1水曜日 10時~12時	100円
	はつらつカフェ In プレステージ 刈谷駅前	プレステージ刈谷駅前 お食事処「ひろがり」 (大手町 1-14) TEL 93-5333 プレステージ刈谷駅前 25-8283 刈谷中部地域包括支援センター	第2木曜日 13時半~15時	200円
南部	ほっとカフェ	フローラルガーデンよさみ フローラルプラザ内 「in the Park yosamino café」(高須町石山 2-1) TEL 63-5235 刈谷依佐美地域包括支援センター	第3・第4木曜日 10時~11時	飲食代
	ふたばの杜 オレンジカフェ	CO・OP中央デイサービス ふたばの杜 刈谷南 コミュニティスペース (半城土中町 2-15-21 TEL 56-1616)	年2回程度 土曜日 10時~14時	無料
	ひろまるひろば たんぼぼカフェ	南部生涯学習センター たんぼぼ (野田町西田 78-2) TEL 63-6700 刈谷朝日地域包括支援センター	第2土曜日 10時半~11時半	無料
	ひろまるひろば ひがしかりやカフ エ	カフェシュエット (東刈谷町 1-14-1) TEL 63-6700 刈谷朝日地域包括支援センター	第4土曜日 10時半~11時半	飲食代

要介護認定を受けるためには

介護サービスを利用するには、長寿課に申請をして、要介護認定を受ける必要があります。



◎要介護認定の申請手続き



介護サービス及び介護予防サービス

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護サービス 【要介護1～5の方が利用できるサービスです。】</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">居宅サービス・地域密着型サービス</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護予防サービス 【要支援1・2の方が利用できるサービスです。】</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">居宅サービス・地域密着型サービス</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設サービス</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設サービス</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設サービス</p>

○「介護予防サービス」を利用するためのケアプランの作成は、地域包括支援センター（1ページ参照）が窓口となります。

Ⅲ 高齢者福祉サービス(介護保険制度以外のサービス)

◎市民税非課税の要件は、対象となる高齢者だけでなく同居の家族全員の課税状況を確認し判定します。<※市民税非課税の判定は当該年度のもので行い、4・5・6月のみ前年度で判定します。>

◎掲載内容は、令和6年4月1日現在の情報です。内容が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ひとり暮らしの高齢者に対するサービス

福祉電話 (声の訪問)

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、電話による定期的な声の訪問を行います。

対象者
申込み方法

65歳以上のひとり暮らしの方
「電話訪問申請書」を長寿課へ提出してください。
○電話機がない場合はご相談ください。

問い合わせ先

長寿課高齢福祉係 (TEL 62-1063)

火災警報器の給付

ひとり暮らし高齢者などが、安全に安心して生活できるよう、火災警報器を給付します。

対象者

65歳以上の在宅の方で、ねたきり・認知症または市民税が非課税のひとり暮らしの方

給付種目
費用

火災警報器
無料

申込み方法
問い合わせ先

「火災警報器給付申請書」を長寿課へ提出してください。
長寿課高齢福祉係 (TEL 62-1063)

ねたきりや認知症の高齢者に対するサービス

在宅ねたきり・ 認知症高齢者 見舞金

在宅のねたきりまたは認知症の高齢者に見舞金を支給します。

対 象 者

65歳以上でねたきりまたは認知症の方

○在宅であること（医療機関などへ3か月以上継続して入院・入所した場合は支給対象から外れます。）

○有効な要支援・要介護認定の主治医意見書や医師の作成した診断書で、以下のいずれかに該当すること。

・ねたきり：「障害高齢者の日常生活自立度」がB1以上であり、現にその状態にある方

・認知症：「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ a以上

見 舞 金 の 額

月額5,000円

○年2回（9月、3月）に分けて、口座振込で本人口座へ支給。

申 込 み 方 法

「在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給資格認定申請書」および「口座振替申出書」を長寿課へ提出してください。

問 い 合 わ せ 先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

在宅ねたきり・認知 症高齢者おむつ 費用助成利用券

在宅のねたきりまたは認知症の高齢者におむつ費用助成利用券を交付します。

対 象 者

在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者で、常時おむつを必要とする方

交 付 額

1か月につき3,000円相当の利用券を交付。

ただし、要介護4以上で、同居親族全員の市民税が非課税である場合は、1か月につき6,000円相当の利用券を交付。

○年2回（4月、10月）に分けて交付。

申 込 み 方 法

「在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成利用券交付申請書」を長寿課へ提出してください。

問 い 合 わ せ 先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

寝具 クリーニング

在宅のねたきりまたは認知症の高齢者の寝具をクリーニングします。

対 象 者
内 容

在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金を受給している方
掛・羽毛布団、敷布団、毛布それぞれ1回につき1枚以内で
計3枚以内を2か月に1度（奇数月）クリーニングします。

費 用
申 込 び 方 法

無料
「高齢者布団乾燥等利用申請書」を長寿課へ提出してください。

問い合わせ先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

布団乾燥

布団乾燥車が自宅へ出向き、布団及び毛布を乾燥消毒します。

対 象 者

65歳以上の高齢者のみの世帯で布団の衛生管理が困難な
方

内 容

掛・敷布団、毛布など1回につき4枚まで、2か月に1度乾
燥消毒します。

費 用
申 込 び 方 法

1回300円。家庭の電源を使用します。
「高齢者布団乾燥等利用申請書」を長寿課へ提出してください。

問い合わせ先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

在宅高齢者 見守り安心機器貸与

急病その他の緊急時に通報する機能を有する機器（はいかい
症状がある場合は、位置情報を確認できる機能付）と屋内に
設置するセンサーを貸与します。

対 象 者

以下のいずれかに該当する方
・65歳以上のひとり暮らしの方
・要支援・要介護認定を受けており、認知症の状態にあり、
はいかい症状のある方の家族

費 用
申 込 び 方 法

原則利用者負担なし
「携帯型緊急通報機器等貸与申請書」、「同意書」を長寿課へ
提出してください。

問い合わせ先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

救急医療 情報キット

緊急時や災害時などに備えて、医療情報や緊急連絡先などの情報を保管するキットを配付します。

対 象 者

65歳以上の高齢者のみ世帯の方等

○ひとり暮らしと同様の状況にあり、キットの活用が必要である場合は配付します。

費 用

無料

申 込 み 方 法

「救急医療情報キット配付申請書」を長寿課または各地域包括支援センターへ提出してください。

問 い 合 せ 先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

出張理美容費助成

外出が困難な在宅のねたきり高齢者・重度身体障害者を対象に、自宅でのサービスを受けられる「出張理美容費助成券」を交付します。

対 象 者

在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者のうち、現にねたきりの状態にある方

申 込 み 方 法

「在宅ねたきり高齢者及び身体障害者出張理美容費助成申請書」を刈谷市社会福祉協議会へ提出してください。

利 用 者 負 担

1回につき1,000円

交 付 枚 数

1年に4枚まで

問 い 合 せ 先

刈谷市社会福祉協議会 生活支援課（TEL 23-1600）

介護保険サービスを利用せずに介護をされているご家族へのサービス

家族介護 慰労金

在宅の重度要介護者を、介護保険サービスを利用せずに介護している同居の家族に対し、慰労金を支給します。

対 象 者

市民税非課税世帯に属する要介護4以上の方を、1年以上介護保険サービス（1週間程度のショートステイを除く。）を利用せずに介護している同居の家族

慰 労 金 の 額

要介護者1人当たり100,000円

申 込 み 方 法

「刈谷市家族介護慰労金支給申請書」を長寿課へ提出してください。

問 い 合 わ せ 先

長寿課介護認定給付係（TEL 62-1013）

高齢者の権利擁護に関する事業

日常生活自立支援 事業

日常生活の判断に不安のある方に対し、福祉サービスの利用手続き、日常的金銭管理、書類管理などの支援を行います。

対 象 者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで日常生活の判断に不安のある方

支 援 内 容 及 び 費 用

- ・福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービス
1回1,200円（生活保護受給者は無料）
- ・書類等の預かりサービス
年間3,000円（月額250円）

問 い 合 わ せ 先

刈谷市社会福祉協議会 生活支援課（TEL 23-1600）

刈谷市成年後見支援センター

このようなことで困っていませんか？

財産のこと <ul style="list-style-type: none">●物の忘れがあり、自分でお金の管理ができない。●訪問販売や悪徳商法の被害を頻繁に受けている。●年金が本人のために使われていない。	契約のこと <ul style="list-style-type: none">●福祉サービスの利用をしたいが、自分で契約の手続きができない。●施設の入所を考えているが、ひとりで決めることが不安。
将来のこと <ul style="list-style-type: none">●自分に何かあった時に障害のある息子の生活が心配。●身寄りがないので今後のことが心配。	制度のこと <ul style="list-style-type: none">●成年後見制度について詳しく知りたい。●成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう。
後見人等選任後のこと <ul style="list-style-type: none">●後見人等に選任されたが、何をすればよいかわからない。●手続きや書類作成について質問がある。	

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、本人自身で契約や財産管理などを行うことが困難な方について家庭裁判所に申立てをして、援助してくれる後見人等を設ける制度です。

<問い合わせ先> 制度説明、手続き支援などお気軽にご相談ください！！

刈谷市成年後見支援センター TEL0566-23-6954

受付時間／月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始除く）
〒448-0024

刈谷市下重原町3丁目120番地（高齢者福祉センターひまわり内）

生活環境を改善するサービス

住宅バリアフリー化 工事費補助

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、自宅のバリアフリー化工事を行う場合に、かかった費用の一部を補助します。

対象者

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方で、住宅の改修が必要と認められる方

○介護保険料の滞納のある方または過去に住宅改修の補助制度を利用したことのある方は除きます。

対象工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止や移動の円滑化などのための床材の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他上記の工事に付帯して必要となる工事

補助金の額

工事費用の9割（上限額9万円、1人1回のみ）

○介護保険の利用者負担割合と同様の基準で算定し、2割の場合は上限額8万円、3割の場合は7万円

申込み方法

着工前に「刈谷市高齢者住宅バリアフリー化工事承認申請書」に基本チェックリスト等の必要書類を添付して長寿課へ提出してください。

問い合わせ先

長寿課介護認定給付係（TEL 62-1013）

介護支援ベッド 貸与利用料補助

寝具からの立ち上がりが困難な方が介護支援ベッド（寝返りや起き上がりの機能のない手すり付きベッド）を借りた費用の一部を補助します。

対象者

要支援1・2または要介護1で離床動作が困難な方

補助金の額

貸与利用料の9割（上限月額2,970円）

○介護保険の利用者負担割合が2割の場合は費用の8割（上限月額2,640円）、3割の場合は費用の7割（上限月額2,310円）を補助します。

申込み方法

「刈谷市介護支援ベッド貸与利用料補助金交付申請書兼請求書」に領収書を添付して、長寿課へ提出してください。

問い合わせ先

長寿課介護認定給付係（TEL 62-1013）

その他の福祉サービス

配食サービス (一般食)

見守りが必要で、食事の支度が困難な高齢者の食の自立を支援するため、定期的に自宅に食事をお届けするとともに、安否確認を行います。

対 象 者

65歳以上の高齢者のみの世帯で、隣接地に扶養義務者が居住せず、配食サービスの提供が必要であると判断される方
○地域包括支援センター職員または担当ケアマネジャーのアセスメントにより判断します。

実 施 日

月～金曜日の夕食（週3回まで利用可）

費 用

1食300円

申 込 み 方 法

「高齢者配食サービス利用申請書」に「配食サービス利用者アセスメント票」と「刈谷市高齢者配食サービス事業に係る確約書兼同意書」を添付して長寿課へ提出してください。

問 い 合 わ せ 先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063） または
刈谷市社会福祉協議会 生活支援課（TEL 23-1600）

配食サービス (調整食)

見守りが必要で、口腔機能低下や病気療養目的などで食事に配慮が必要な高齢者の自宅に主治医などの指示による食事をお届けするとともに、安否確認を行います。また、定期的に栄養相談を行います。

対 象 者

65歳以上の高齢者のみの世帯で、隣接地に扶養義務者が居住せず、主治医などから、食事形態の指示または特定の疾患等があり、エネルギーや塩分等の制限の指示を受けている方
○地域包括支援センター職員または担当ケアマネジャー及び管理栄養士等のアセスメントにより判断します。
○主治医の指示内容がわかる書類が必要です。

実 施 日

月～金曜日の夕食（週5回まで利用可）

費 用

1食350円

申 込 み 方 法

「高齢者配食サービス利用申請書」に「配食サービス利用者アセスメント票」と「刈谷市高齢者配食サービス事業に係る確約書兼同意書」、「医師の指示書」を添付して長寿課へ提出してください。

問 い 合 わ せ 先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063） または
刈谷市社会福祉協議会 生活支援課（TEL 23-1600）

高齢者タクシー 料金助成利用券

移動に関して電車やバスなどを利用することが困難で家に閉じこもりがちな高齢者の外出を支援するため、タクシー料金助成利用券を交付します。

対 象 者

要支援2または要介護1以上で、同居親族全員の市民税が非課税の65歳以上の方

○福祉タクシー、介護タクシーの対象となる方は除きます。

交 付 枚 数

1か月あたり3枚交付します。

申 込 み 方 法

「高齢者タクシー料金助成利用券交付申請書」を長寿課へ提出してください。

問 い 合 わ せ 先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

介護タクシー 料金助成利用券

通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院などを支援するため、車いす用昇降機付き車両や寝台付き車両を利用する場合のタクシー料金助成利用券を交付します。

対 象 者

要介護1以上で、特殊車両の必要な65歳以上の方

○福祉タクシー、高齢者タクシーの対象となる方は除きます。

交 付 枚 数

1か月あたり3枚交付します。

申 込 み 方 法

「介護タクシー料金助成利用券交付申請書」を長寿課へ提出してください。

問 い 合 わ せ 先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

家具転倒防止 器具取付

家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止します。

対 象 者

65歳以上の高齢者のみの世帯

○建物の構造によっては取付けできない場合があります。

費 用

1世帯4家具までは、原則、取付費用無料（取付方法によっては簡易工事が必要となり、その場合別途料金負担有。）
材料費は実費負担（1家具平均2,000円程度）

申込み方法

「家具転倒防止器具取付申請書」を長寿課へ提出してください。

○借家等の場合は、申請書に所有者の承諾が必要です。

問い合わせ先

長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）



不審電話 防止装置

市役所などをかたる「還付金詐欺」や、電話による「悪質商法」の被害を防ぐため、電話が鳴る前に発信者に警告メッセージを流し、通話内容を自動録音する装置を販売します。

対 象 者

市内在住の60歳以上の方（1世帯に1台まで）

60歳未満の同居人がいても購入できます。

販 売 金 額

1台 2,000円（台数に限りがあります）

購 入 方 法

くらし安心課で申込書を記入し、代金をお支払い後、装置をお受け取りください。

【持ち物】

- ・ 2,000円
- ・ 運転免許証や健康保険証など氏名、住所、生年月日が確認できるもの（代理人が購入する場合、対象者本人のものがが必要です）

注 意 事 項

コンセントによる電源が必要で、電話機に接続して利用します。

電話回線を使用する他の装置と併用する場合、まれに他の装置が正常に作動しないことがあります。

介護施設の入所者など、住所地以外に長期滞在している方は購入できません。

問い合わせ先

くらし安心課市民相談係（TEL 62-1058）

車椅子の貸出

病気や怪我などで、一時的に車椅子を必要とする方に、車椅子を無料で貸出します。

対 象 者
費 用
利 用 期 間
問 い 合 せ 先

市内に住所があり、一時的に車椅子を必要とする在宅の方等
無料
1回につき、原則として3か月以内
刈谷市社会福祉協議会 事業推進課 事業係(TEL 62-6676)
一ツ木福祉センター(TEL 25-2021)

車椅子移送車の貸出

車椅子使用者などが通院、旅行などで外出する際に、車椅子移送車を原則3日以内で貸出します。

対 象 者
費 用
利 用 期 間
問 い 合 せ 先

市内に住所がある車椅子使用者、法人、団体等
無料(燃料を満タンにして返却していただきます。)
1回につき、原則として3日以内、月に3回まで
刈谷市社会福祉協議会 事業推進課 事業係(TEL 62-6676)

あつまりん

担当職員、ボランティアと一緒にレクリエーションを行ったり、昼食を食べたりします。

対 象 者
費 用
開 催 場 所
問 い 合 せ 先

65歳以上の要支援・要介護認定及び事業対象者に該当していない方
1日につき500円
高齢者福祉センターひまわり(月曜日・水曜日・金曜日)
東刈谷市民センター(第2・4火曜日)
高齢者交流プラザ(TEL 23-0555)

ボランティア募集

市内在住の18歳以上の方で、ボランティアを希望される場合は、事前にお越しになる日時を電話等で調整していただき、高齢者交流プラザ(高齢者福祉センターひまわり内)へお越しください。

ごみなどの 戸別収集

家庭から出るごみや資源を集積場所まで運ぶことが困難な世帯の玄関前までごみなどの収集に出向き、ごみなどが出ない場合はひと声かけて安否を確認します。

対 象 者

次の(1)から(3)の要件をすべて満たす単身世帯に、調査及び審査を行い、収集を決定します。

- (1)自力でごみなどを運ぶことが困難
- (2)親族や近隣在住者などの協力を得ることが困難
- (3)要介護1以上もしくは身体障害者・精神障害者保健福祉・療育手帳の交付を受けている

費 用 申 込 み 方 法

無料

ごみ減量推進課（清掃センター）に「高齢者単身世帯等戸別収集申請書」を提出してください。

○代理人（親族、介護に関わる方等）による申請、郵送やFAXでの申込みもできます。

問 い 合 わ せ 先

ごみ減量推進課減量・収集係
(TEL 21-1705 FAX 26-0507)

粗大ごみの 搬出補助

家庭から出る粗大ごみを屋外まで持ち出せず戸別有料収集に出すことが困難な世帯に対し搬出を代行します。

対 象 者

次の(1)から(3)の要件をすべて満たす単身世帯に、訪問調査及び審査を行い、搬出を決定します。

- (1)自力で粗大ごみを屋外まで持ち出すことが困難
- (2)親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難
- (3)要支援・要介護認定もしくは身体障害者・精神障害者福祉・療育手帳の交付を受けている

費 用

搬出は無料

収集は粗大ごみ1点につき800円

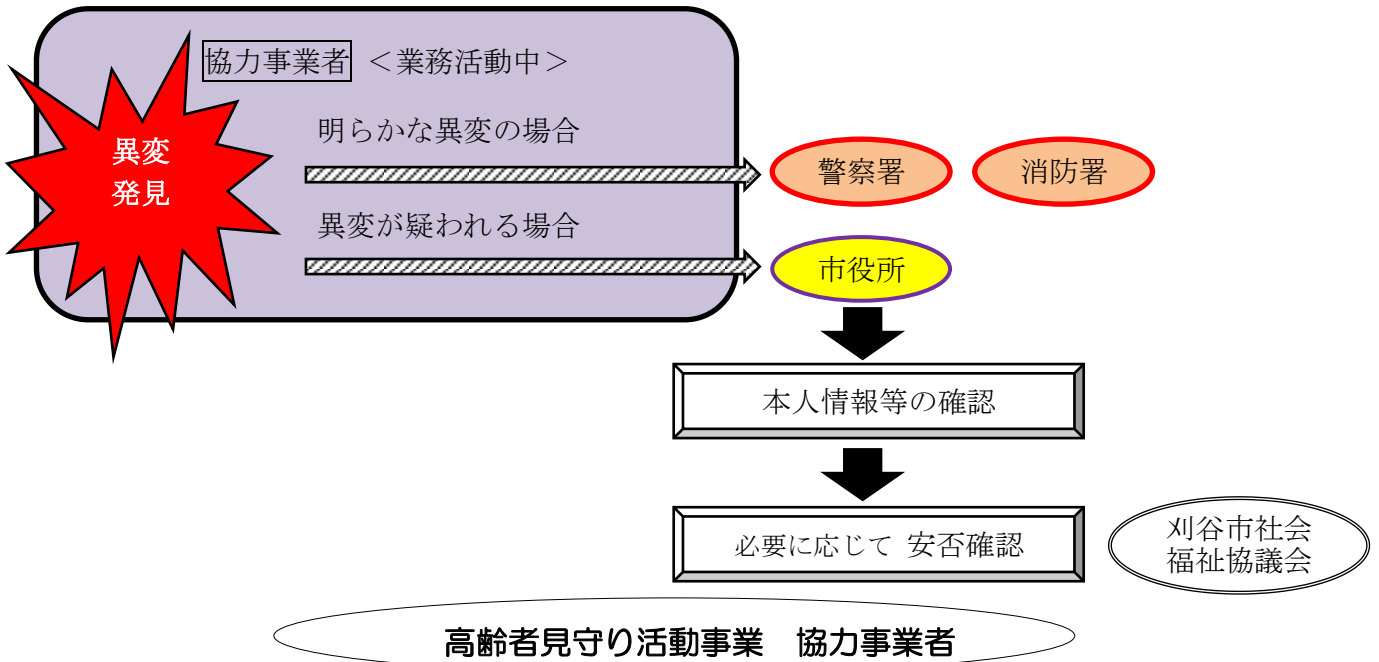
問 い 合 わ せ 先

ごみ減量推進課減量・収集係 (TEL 21-1705)

高齢者見守り活動事業

近年、高齢者人口が増加していく中、地域で亡くなられた事に近隣の人々が気づかず、発見されるという、いわゆる「孤立死」が全国的に発生しており、社会問題となっています。市ではこのような孤立死を防止するため、新聞販売店などと協定を締結し、事業者の皆さんが業務中に異変を発見した場合に市へ通報してもらう事業を実施しています。

<高齢者見守り活動事業体制図>



中日新聞（刈谷愛教大前、刈谷恩田、刈谷北部、刈谷南部、東刈谷、刈谷半城土、小垣江、知立、知立谷田、高棚専売所）、朝日新聞サービスアンカー（刈谷北部、刈谷、東刈谷）、毎日新聞（刈谷店、東刈谷専売所）、読売センター（刈谷中央、刈谷南部、東刈谷）、かりや愛知中央生活協同組合、明治の宅配ミルク屋ペーター、いたくら販売店、愛知中央ヤクルト販売株式会社、スーパーヤオスズ株式会社、あいち中央農業協同組合、中日本高速道路株式会社名古屋支社豊田保全・サービスセンター、ヤマト運輸株式会社三河主管支店、愛知県タクシー協会刈谷碧南支部、日本郵便株式会社（刈谷、刈谷野田、刈谷本町、刈谷小垣江、刈谷小山、東刈谷、富士松、刈谷一ツ木、刈谷桜町、刈谷東境）、株式会社スギ薬局、マルヒ食品、みよしや、まごころ弁当刈谷店、宅配クック 123（大府東海店、あいち南店）、ライフデリ刈谷・大府店、ワタミ株式会社、株式会社シヨクブン、アスコミルクセンター豊田営業所、トヨタ生活協同組合、第一生命保険株式会社豊田支社、明治安田生命刈谷支社、総合警備保障株式会社岡崎支社、株式会社アパートセンターオカモト、中北薬品株式会社、出雲殿互助会

異変が考えられるケース（例）

- ◇ 新聞・牛乳などの配達物が、何日も取り込まれずにたまっている。
- ◇ 何日も姿を見かけない。
- ◇ 日中なのに、玄関や室内の電灯が点いた状態が続いている。
- ◇ 雨戸やカーテンが閉まったままの状態が続いている。
- ◇ 同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている。
- ◇ ペットの様子がいつもと異なる。（衰弱、凶暴化している等）

皆さんの温かい“見守り”や“気づき”が支援につながります。

隣近所に住む方が『あれ』、『おかしいな』、『ちょっと心配』と思ったら、長寿課高齢福祉係（TEL62-1063）または市内地域包括支援センター（1ページ参照）に連絡をお願いします。

Ⅳ 在宅介護にお悩みの方へ

介護マークをご存知ですか

認知症の方などの介護は、他の方から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見をもたれることがあります。

介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくための「介護マーク」を見かけたら、温かく見守ってください。



こんなときに

- ・ 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき。
- ・ 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき。
- ・ 男性介護者が女性用下着を購入するとき。
- ・ 障害のある方を介護する場合も「介護マーク」をご活用ください。

介護マーク

「介護マーク」と首からぶらさげるタイプのカードケースを配布します。

対象者	介護される高齢者または介護者が市内在住で、「介護マーク」が必要な方
費用	無料
申込み方法	「介護マーク配布申請書」を長寿課または各地域包括支援センターへ提出してください。 また、「介護マーク」は市ホームページからもダウンロードできます。
問い合わせ先	長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

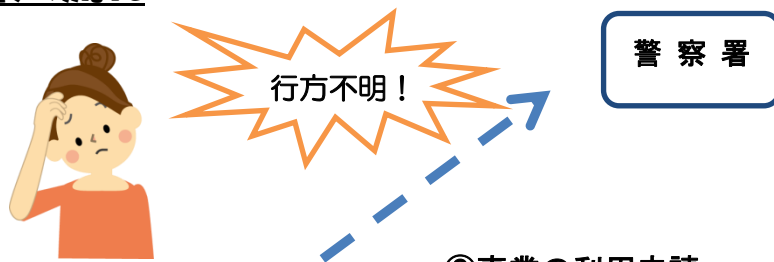
行方不明高齢者等SOSネットワーク

市内に住所を有し、居住する高齢者がはいかいにより行方不明になった場合に、家族などからの申請に応じ、その高齢者の情報を関係機関に提供し、早期発見を支援します。

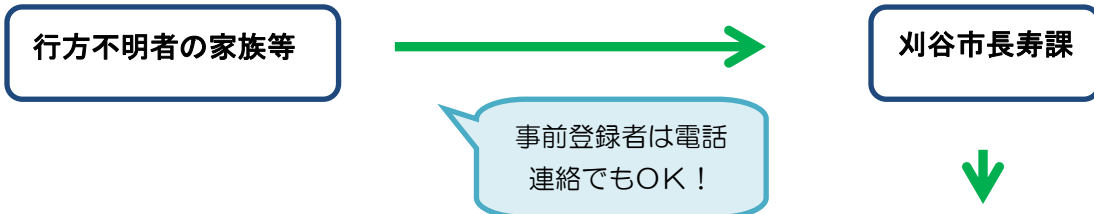
事前登録することで、行方不明時に速やかに情報提供することができます。また、事前登録された方のうち希望者に対し、見守りシールを配付するとともに、個人賠償責任保険への加入ができます。

<事業の流れ>

①行方不明者届提出



②事業の利用申請



③情報提供 (ファックス・メール)

情報提供先 (関係機関)

関係機関には業務活動中に可能な範囲内で発見・保護の協力をお願いしています。

- ・ 民生児童委員
- ・ 市内地域包括支援センター
- ・ 市社会福祉協議会
- ・ 市役所各課、施設等
- ・ 刈谷市メール配信サービス登録者 (あいかり含む)
- ・ 市LINE公式アカウント
- ・ 市内介護保険サービス事業者
- ・ 県内市町村及び関係機関等

※情報提供先は選択できます。

④発見・保護



☆大切なひとの安全のために、ぜひ事前登録をしましょう☆

行方不明になる可能性のある方の名前・写真などの情報をあらかじめ登録 (情報提供同意) し、事前に警察署等に登録者の情報を提供します。

問い合わせ先 長寿課高齢福祉係 (TEL62-1063)

認知症の方を介護されているご家族へ

認知症家族支援プログラム

認知症の方を介護している家族が、講義により認知症に対する知識を深めるとともに、参加者による交流会で仲間づくりをし、早期に認知症の方との安定した生活が営めるよう講座を開催します。

内 容

認知症介護に携わる専門職等からの実践に基づいた講義や介護者同士の交流会です。

(半年間で計6回開催)

対 象 者

認知症初期から中期(未認定～要介護3まで)の方を介護している家族で、6回とも参加できる方

○申込み多数の場合は、介護状況等を考慮した上で受講者を決定します。

費 用

無料

問い合わせ先

長寿課介護予防推進係 (TEL 62-1063)

認知症介護家族交流会

認知症の方を介護している家族等が、互いに悩みを相談し、情報交換することで、介護負担を軽減できるよう交流会を開催します。

内 容

認知症の方を介護する家族を中心とした交流会です。

(毎月開催)

対 象 者

認知症の方を介護している家族等

費 用

100円

問い合わせ先

長寿課介護予防推進係 (TEL 62-1063)

「認知症ケアパス」をご存知ですか？

「認知症ケアパス」とは認知症の方が受けることができる医療・介護サービスや、サービス提供の流れをまとめたパンフレットです。刈谷市長寿課、各地域包括支援センターで配布しており、刈谷市ホームページでもご覧いただくことができます。

認知症に早く気付くことで、これからの生活に向けた準備ができます。まずは身近なかかりつけ医やお住まいの地域の地域包括支援センター(1ページ参照)に相談しましょう。

認知症サポーター 養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成する講座です。
対 象 者	市内在住・在勤・在学の方で構成された15人以上の団体やグループ
費 用	無料
申 込 み 方 法	「認知症サポーター養成講座申込書」を長寿課または各地域包括支援センターへ、開催日の1か月前までに提出してください。
問 い 合 わ せ 先	長寿課介護予防推進係（TEL 62-1063）

家庭介護の基本を習得しませんか

高齢者家庭介護 教室 (ハートフルケア セミナー)	家庭で高齢者を介護するための基本を習得できる講習会を開催します。
内 容	専門の講師による実技を交えた講習会です。(年3回開催)
対 象 者	市内に在住・在勤・在学の方で、家庭介護に関心のある方
費 用	無料
問 い 合 わ せ 先	長寿課介護予防推進係（TEL 62-1063）

介護に関する 入門的研修	介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修会を開催します。
内 容	基礎講座（1日間）と入門講座（3日間）からなる研修です。 ○令和6年度は7月の土曜日を予定しています。
対 象 者	市内に在住・在勤・在学の方で、介護に関心のある方
費 用	無料
問 い 合 わ せ 先	長寿課介護保険企画係（TEL 62-1013）

V 老人ホームなどの施設への入所について

入所施設には以下のとおりさまざまな施設があります。「介護サービス事業者ガイドブック（ハートページ）」等を参考にご本人に適した施設を選んでください。

養護老人ホーム

- ・環境上及び経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。
- ・自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行います。

市役所に申込みます。
(詳細は次ページ)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・常時の介護を必要とし、在宅が困難な方を対象にした施設です。原則として、要介護3～要介護5の方のみが利用できます。

介護老人保健施設（老人保健施設）

- ・自宅での療養が困難な方を対象に、リハビリを中心とする介護を受け、在宅復帰を目指す施設です。要介護1～要介護5の方のみが利用できます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、食事、入浴、排せつなどの介助、機能訓練などを受けられる施設です。刈谷市民の方で、認知症の症状があり、要支援2又は要介護1～要介護5の方のみが利用できます。

施設に直接
申込みます。
(要介護認定が必要)

介護医療院

- ・要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設です。要介護1～要介護5の方のみが利用できます。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

- ・家庭環境や住宅事情により家庭で生活することが困難な60歳以上の方が入所する施設です。
- ・「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていると、必要な介護を介護保険で受けることができます。

有料老人ホーム

- ・入居者に(1)食事の提供(2)入浴・排せつ又は食事(3)洗濯・掃除等の家事(4)健康管理のうちいずれかのサービスを提供する施設です。
- ・「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていると、必要な介護を介護保険で受けることができます。

施設に直接
申込みます。

サービス付き高齢者向け住宅

- ・バリアフリー構造や、広さなど、設備面の一定基準を満たしており、高齢者が安心して暮らせる見守りサービスを提供しています。
- ・介護、医療、生活支援サービスの提供、連携方法は施設によって様々です。

養護老人ホーム

環境上及び経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。

対 象 者

次の要件をすべて満たす方。

- (1)原則として65歳以上の方
(60歳以上の方でも事情によっては入所できます。)
 - (2)家庭の事情などにより居宅で生活することが困難な方
 - (3)本人の属している世帯（血縁関係のない場合も含む。）が生活保護を受けているか、本人及び本人の生計を維持している者の市町村民税所得割が非課税であること
 - (4)入院治療の必要がないこと
 - (5)感染性疾患を有していないこと（他の入所者に感染するおそれがない場合は例外とします）
- ◇入所希望者と面談等を行いますので事前にご連絡ください。

利用者負担 問い合わせ先

入所者本人と扶養義務者の収入に応じて費用を負担。
長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

ショートステイ

在宅において生活するのに不安のある高齢者を、一時的に養護老人ホームでお世話します。

対 象 者

次の要件をすべて満たす方

- (1)市内に居住する65歳以上の方
 - (2)食事、排せつ、入浴、その他の生活における日常動作が他者からの支援を受けることなく行うことができる方
 - (3)在宅において生活することに不安があり、家族からの支援を受けることが困難な方
- ◇利用希望者と面談等を行いますので、事前にご連絡ください。

利用者負担 利用期間 問い合わせ先

1日につき1,810円
原則3か月以内
長寿課高齢福祉係（TEL 62-1063）

Ⅵ 健康と生きがいをもって

いきいきクラブ活動に参加しましょう！

刈谷市では、各地域で52のクラブが「健康づくり」「生きがいづくり」「仲間づくり」を目的に、様々な活動を行っています。地域の仲間とともに友愛訪問活動、清掃活動や環境活動、スポーツと文化芸能活動、その他社会奉仕活動に参加し、いきいきと楽しく健康寿命を実現しましょう。

刈谷市いきいきクラブ連合会の主な年間行事

- 春・秋の歩け歩け大会
健康づくり、仲間づくりを目的に楽しくウォーキングします。
- ゲートボール大会
- 将棋・囲碁大会
初心者から実力者までが集い、地域を越えて交流しながら日頃の成果を発揮します。刈谷市の大会における上位入賞者は愛知県大会に参加しています。
- グラウンド・ゴルフ大会
総合運動公園にたくさんのプレイヤーが集い、グラウンド・ゴルフの腕を競います。上位入賞者は愛知県スポーツ大会に刈谷市代表として参加しています。
- おじいちゃん・おばあちゃんで行く東山動植物園
- カラオケ・詩吟発表会

クラブの入会については、お住まいの地域のクラブに申し込みください。
問い合わせ先 刈谷市いきいきクラブ連合会事務局（TEL 62-1063）

いこいの場へお出かけください！

高齢者が気軽に集まり、カラオケ・囲碁・将棋など様々な趣味を通じて交流したり、お茶を飲みながらお話をしたりと、地域の仲間とともに楽しく過ごす老人いこいの場を開設しています。市民館、集会所など市内32か所に設置していますので、お近くのいこいの場へお出かけください。

いこいの場の開催日・内容の詳細は、お住まいの地域のいこいの場にお問い合わせください。

問い合わせ先 長寿課長寿生きがい係（TEL 62-1063）

福祉センターへお出かけください！

刈谷市には、健康の保持、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等を行う、高齢者を対象にした福祉施設があります。お気軽にご利用ください。

高齢者福祉 センター (高齢者交流プラザ)

各種講座や行事の開催などのほか、大浴室や娯楽室などの設備も充実した施設です。

利用できる方	60歳以上で刈谷・碧南・安城・知立・高浜市内に居住している方及び高齢者福祉関係団体（刈谷市内在住の60歳以上の人で構成する10人以上の団体）
開催講座 場所	陶芸入門、フラダンス、若がえり、楽しく歌おう等 下重原町3-120（TEL 23-0555）
利用時間	午前9時～午後5時 大浴室は午前10時～午後3時
休館日	日曜日、祝日（敬老の日を除く）、年末年始

一ツ木福祉 センター (いきいきプラザ)

健康保持、教養の向上、レクリエーションの場を提供し、心身の健康を図ることを目的とした施設です。
「機能訓練歩行プール」「トレーニング室」を設置しています。

利用できる方	60歳以上の方及び高齢者福祉関係団体（刈谷市内在住の60歳以上の人で構成する10人以上の団体）
開催講座 場所	介護予防シニア筋トレ、いきいき太極拳、 いきいきヨガ等 一ツ木町4-40-3（TEL 25-2021）
利用時間	午前9時～午後5時 トレーニング室 午前9時～12時 午後1時～4時 機能訓練歩行プール（4～10月） 午前9時～12時 午後1時～4時 （11～3月） 午前9時30分～12時 午後1時～4時
休館日	日曜日、年末年始

**南部福祉センター
(ぬくもりプラザ)**

浴室、ふれあい交流室等の交流の場を提供し、生きがいを高め、心身の健康を図ることを目的とした施設です。

利用できる方

60歳以上で刈谷・碧南・安城・知立・高浜市内に居住している方及び高齢者福祉関係団体（刈谷市内在住の60歳以上の人で構成する10人以上の団体）

開催講座

健康体操、元気アップ運動

場所

野田町西田78-2（TEL 62-8555）

利用時間

午前9時～午後5時

浴室は午前10時～午後3時

休館日

月曜日、年末年始

生きがいセンター

高齢者の能力を活かした就業活動、地域住民との交流、教養、趣味、レクリエーションなどの活動を通じて、高齢者の生きがいを高める施設です。

利用できる方

市内に居住する60歳以上の方及び高齢者福祉関係団体

開催講座

俳句、絵手紙、革工芸、かな書道、書道、華道、茶道

ヨガ、社交ダンス、健康太極拳

場所

原崎町4-201（TEL 24-6061）

利用時間

午前9時～午後5時

休館日

日曜日、祝日、年末年始

生きがいづくりを応援します

**シルバー人材
センター**

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する方へ就業機会を提供します。

受付窓口

シルバー人材センター

（生きがいセンター内 TEL 23-6419）

長寿をお祝いします

敬老会補助金

各地区等で開催される敬老会に補助金を交付します。

補 助 金

各地区等で開催される敬老会行事を主催する団体等に対し、以下の基準で交付します。

- ・市 各地区等の満80歳以上の人数×1,200円
- ・社協 各地区等の満80歳以上の人数×500円

問い合わせ先

長寿課長寿生きがい係（TEL 62-1063）

敬老金、 敬老祝い品

敬老金、敬老祝い品を贈呈します。

敬 老 金

満87歳、満89歳、満98歳の方	10,000円
満99歳の方	30,000円
満100歳以上の方	20,000円

敬 老 祝 い 品

満87歳、満99歳以上の方に社会福祉協議会から贈呈します。

問い合わせ先

長寿課長寿生きがい係（TEL 62-1063）

VII 保健センターではこんなことをやっています

健康手帳

自らの健康管理に役立てていただくために、健康診査などの結果が記入できる「健康手帳」をお渡しします。

対 象 者

- ・健康診査を受けた方
- ・健康教室などに参加した方
- ・申し出のあった方

健康診査

骨粗しょう症検診、がん検診等を行っています。

内 容

健診（検診）の種類、受診方法等については、健康推進課にお問い合わせください。

健康づくり

各種健康づくりの講座等を行っています。

内 容

市民健康講座・げんき度測定・集団運動教室（筋トレ、エアロ、ヨガ等）等。

健康相談

電話相談、来所による相談等を行っています。

内 容

栄養相談の開催日時・場所については、市民だより毎月 15 日号をご覧ください。

上 記 の 問 い 合 わ せ 先

健康推進課 （TEL 23-9559）

Ⅷ 投票所における各種支援について

選挙において高齢者やその家族が不安を感じることなく投票できるよう、投票所では、係員が投票の支援を行う他、車椅子や補助具を用意しています。
また、投票所に行けない人の投票制度があります。

投票所における介添えについて

投票所で係員による介添えが必要な人は、お声がけください。家族と一緒に来て投票する際に、家族に代わって車椅子を押ししたり、目の不自由な人の手を取ってご案内もできます。

車椅子の用意について

投票所における車椅子の用意については、以下のとおりです。
また、車で投票所までお越しの際に、駐車場から車椅子がご入用であれば、駐車場までお持ちしますのでお声がけください。

期日前投票所 …… 全ての期日前投票所に車椅子を設置しています。

投票日当日投票所 …… 投票所によっては設置していないところもありますので、事前に投票所の車椅子を利用したい旨をご連絡ください。

投票所に用意している補助具

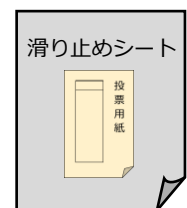
①老眼鏡



②拡大鏡（ルーペ）



③記載台で投票用紙が滑らないようにするための滑り止めシート



使用したい場合は、係員にお知らせください。

耳の不自由な人や声を発することができない人等の投票について

心身の状態等により、耳の不自由な人や声を発することができない人等は、投票方法案内シートや筆談で係員がご案内しますので、係員にお知らせください。

目の不自由な人の投票について

心身の状態等により、目の見えない人で点字ができる人は、点字投票ができます。点字器は投票所に用意してありますので、係員にお知らせください。

代理投票について

心身の状態等により、自分で文字を書くことができない人は、係員が代筆しますので、投票所の受付でお知らせください。


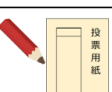


投票支援カード

投票所で必要とする支援などを簡単に伝えることができるカードです。投票所入口に備えてあるものか、事前に市ホームページに掲載してあるものを印刷してお持ちになり、係員に必要な支援などの内容をお知らせください。

投票支援カード例

投票支援カード

投票にお手伝いが必要な人は、このカードの該当箇所に○を付けて係員に手渡すか、指で指し示すなどして係員にお知らせください。

 <p>声を使わず、目で見えるものを使って案内してほしい →係員が投票方法案内シートや筆談で案内します</p>	 <p>投票用紙を代わりに書いてほしい →代理投票を行います(※)</p>
 <p>補助具を貸してほしい 老眼鏡・拡大鏡(ルーペ) 投票用紙の滑り止めシート</p>	 <p>投票の方法を説明してほしい →係員が説明します</p>

そのほかの手伝ってほしいことを書いてください。

(例) ・声をかけてゆっくりと誘導してほしい。
・手をとって案内してほしい。
・候補者名を読んでほしい。
(この中に対応してほしいことがあれば、○を付けるか、指し示していただいても結構です。)

※代理投票とは・・・

- ・心身の状態等により、自分で文字を書くことができない人に代わり、投票所の係員が代筆します。
- ・係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません。
- ・誰に投票するかをお聞きするカードではありませんので、候補者名や政党名等は書かないでください。

問い合わせ先・刈谷市選挙管理委員会 ☎0566-62-1201

投票日当日に投票所に行くことができない人は

投票日当日に投票所に行けない人は、次のような投票制度があります。

投票制度の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事等で投票日に投票所に行けない人	期日前投票所(予定)刈谷市役所、富士松市民センター、東刈谷市民センター)	どの期日前投票所でも投票できます。
病院等における不在者投票	指定病院や指定老人ホーム等に入院又は入所している人	入院又は入所している施設	詳しくは、施設の職員におたずねください。
滞在地における不在者投票	選挙期間中に長期出張、用務等の理由で遠隔地に滞在している人	滞在地の市区町村選挙管理委員会が定める不在者投票所	郵送でのやり取りになるため、お早めに刈谷市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」を郵送してください。
郵便等による不在者投票	身体に一定の重度の障害がある人	自宅等	あらかじめ選挙管理委員会に申請して、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

選挙に関する
問い合わせ先

選挙管理委員会 (TEL 62-1201)

